『就実大学大学院教育学研究科紀要 2022 (第7号)』 抜刷 就実大学大学院教育学研究科 2022年3月10日 発行

# 学部教職科目「学校制度論」授業の成果と課題

Results and Tasks for Improving Undergraduate Teaching Subject 'School System'

渡 邊 言 美

# 学部教職科目「学校制度論」授業の成果と課題

#### 渡邊言美

Results and Tasks for Improving Undergraduate Teaching Subject 'School System'

#### Kotomi WATANABE

#### 抄録

本稿は、2021年度の学部教職科目「学校制度論」(中等)初年度の授業実践を振り返り、成果と呼べる点と改善すべき点を指摘することを目的とする。各回の授業概要と学生の課題回答例を示し、授業の成果として計12点、今後の課題として計8点を提示した。

キーワード:教育制度 教職に関する科目 教育法規 オンライン

#### はじめに

2016-2017年にかけて改正教育職員免許法・同施行規則が改正され、教職科目のうち「教育の基礎的理解に関する科目」では「ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)」と改訂され、括弧内の内容が加わっている<sup>1</sup>。本学でも2019年度入学生から新教職課程カリキュラムが導入され、多くの教職科目の再編成が実施された。本学では初等(幼稚園・小学校)課程用「学校法制論」「学校経営論」(いずれか選択必修、2単位)が「学校制度論」(必修、2単位)に一本化され、中等(中学校・高等学校・養護教諭)課程用「学校制度論」(必修、2単位)は名称はそのままで新カリキュラムに対応した内容で実施されることになった<sup>2</sup>。

筆者は旧教員免許法では「教職に関する科目」のうち「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に属する科目として、以下の3科目をこれまで担当してきた。

# ·「学校法制論」

2011年以降、2021年度まで11年間にわたって筆者担当 (2021年度は受講生無し)<sup>3</sup>。 これは教育学部初等教育学科 3 年次生を対象とする、幼稚園・小学校一種免許状選択必 修科目。

# ·「学校経営論|

2011年度のみ筆者担当。上記と同じく教育学部初等教育学科 3 年次生を対象とする、 幼稚園・小学校一種免許状選択必修科目。

# · 「学校論」

中等教職必修科目が人文科学部3学科3年生対象科目。初等教育学科生にも開放されていた。2011・2012年度の2年間筆者担当。その後人文科学部3学科・教育学部教育心理学科生向け「学校制度論」と改称されたものである。

2017年に出された「教職課程コアカリキュラム」に示された内容では「全体目標」として示された「現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身につけるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身につける」とある。特に(1-2)教育に関する制度的事項配下の通りである $^4$ 。

一般目標:現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに 関する基礎的知識を身につけるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標: 1)公教育の原理及び理念を理解している。2)公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。3)教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。4)教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

本科目では、多くは(1-2)教育に関する制度的事項を扱いつつも、(1-1)教育に関する社会的事項・(1-3)教育に関する経営的事項、加えて「学校と地域との連携」・「学校安全への対応」に関する内容を取り入れ、網羅的な内容を扱っている。

本稿では、中学・高校教員1種免許および養護教諭1種免許必修科目である「学校制度 論」(中等)の初年度の授業実践を振り返り、成果と呼べる点と改善すべき点を指摘する。 次年度以降の授業改善の方向性を見いだすのが目的である。

#### I 先行研究にみる「学校制度論」に類する科目の特徴・授業実践

本章では、先行研究での科目の特徴や授業実践について紹介する。法改正の行われた 2017年以降に公刊された文献を主に取り上げる。まずアクティブ・ラーニングを取り入れ た実践についての研究である。中島(2011)は、Team-based Learningの手法の一部を用いて、基礎知識テストをグループで解かせる取り組みや、受講生の選んだテーマについて グループ内報告を行うといった取り組みを行い、効果が見られたという 5。藤井(2018)は、「教育制度論」でのアクティブ・ラーニング型授業の実践から、成績にかかわらず、学習 者一人ひとりが、それぞれの関心や課題に応じて学習の効果を得ている可能性があると指摘した 6。高瀬(2018)は、教育制度論での「学校安全」についての授業実践報告を行い、4種類の事故・犯罪・災害に関する新聞記事を持参し、グループワークで情報共有し、学校で必要な取り組みについてまとめ共有する作業を行っている 7。オンデマンド録音では 不可能な作業であるが、対面もしくは会議方式オンライン授業の際には取り入れたい。

・他大学のシラバス・テキスト内容分析を行った研究として川野 (2011)、小熊 (2018) と中塚 (2020) がある。川野 (2011) はテキストの分析を通して、「テキストを活用して、 実践的な観点から議論を進める方法」について提示し、項目ごとに学生に議論させるテー マを提案した<sup>8</sup>。小熊は1984年から2017年までに刊行の「教育制度論」・「学校制度と社会」 関連の大学テキストブックの変遷について論じ、2016年刊行のテキストで初めて学校安 全への対応が掲載されたが、子どもの生命や安全に言及したテキストが少ないことを明 らかにした<sup>9</sup>。中塚は78校の保育者養成課程における「教育制度論」シラバス分析から、 「社会的、制度的又は経営的事項」のうち「教育に関する制度的事項」に関する科目が 設置されている大学が最も多い事を指摘した<sup>10</sup>。先行研究で複数指摘があったのは、受 講学生の授業への関心の持ち方についてである。たとえば上記の中塚(2020)は、「学 生は実践を伴う授業には意欲的に取り組もうとするが、理論を学ぶ講義になると意気消 沈してしまう」という<sup>11</sup>。いかに学生の受講意欲を高め、主体的に学ぶ工夫ができるか が問われている。

筆者は自らの取得免許種や学校種に関する学びのみならず、志望広く「子ども」の学びと育ちを保障する法制度の充実について考えさせることを主眼に置き、受講生がより広い視野のもと、教員になる立場を想定して学びに取り組める様な授業構成を考えていく必要があると考える。

# Ⅱ 今年度「学校制度論」授業概要

なんと言っても例年と異なったのは、2020年前期から続く新型コロナウイルス流行下での実践であったことである。本学の全学授業方針として、2021年度は原則80名を超える授業は全回オンデマンド録音視聴形式となった。対面授業も、感染拡大を受けて5月連休明け以降6月下旬までは全面オンライン授業、6月下旬以降は対面授業が可能となるなど、「振り回された」半期を過ごした。本授業は感染対策のため第1-14回はオンデマンド録音視聴形式、第15回のみ対面形式で実施した。

筆者は教育学部初等教育学科という幼稚園・保育士・小学校・特別支援学校教諭養成を主たる目的とする学科所属であるが、業務担当は人文科学部3学科の中・高教職課程運営と中高教育実習である。これまで赴任してのべ11年間、中高課程では主に1年次と4年次の教職科目を担当してきたため、2,3年次の中高担当学生とはクラス、ゼミや学科行事等でも関わることが無く、4年次の教育実習や教員採用試験に向けての準備等について指導や助言を行ったり交流する機会には恵まれなかった。2021年度より3年次の科目を担当できることになり、ようやく顔を合わせての継続的な指導が可能になると思いきや、感染対策のためオンデマンド授業を選択せざるを得なくなった。

- ・テキスト:2021年版の『教育小六法』(市川須美子・他編、学陽書房刊)を用いた。今年度は最終試験に他の配布資料はパワーポイント印刷や文献コピーである。参考資料として巻末提示以外にも、多くの関係文献を使用させていただいた。課題に用いた資料や動画は、すべて受講生自身に検索・閲覧してもらった。
- ・評価方法:第15回確認テスト・提出物(数回)
- ·履修者:人文科学部3学科中高教員免許取得希望者·教育学部教育心理学科養護教諭免

許取得希望者。3年次配当だが、4年生も一部履修している。履修人数は64名。 初年度の2021年度前期実施内容を示す。

**授業の**目標 日本の学校に関する法規について総合的に把握する。特に学校制度に関わる 法制および、教員・教育内容に関わる事項についての法的規定を理解する。

授業の特質 戦前・戦後の学校法規の中でも中高教員・養護教諭として知っておくべき重要法規について、その特質や問題点をとりあげ、受講生自身に考えさせる。内容には教員採用試験(教職教養、而接等)の出題傾向や頻出問題を反映させる。

筆者は中等(人文科学部の中高免許)教職課程の運営・実習担当者である。受講生の3分の1にあたる人文科学部生は、3年次終了時点で教職に関する科目の配当分はすべて履修して一定のGPA値を獲得せねば4年次の教育実習に参加できず、卒業時の教員免許状取得は不可能になる。むろん養護教諭志望者にとっても本科目の配当される3年次前期は、教員という職に就くか否かの決断も含め、次年度の中高教育実習や教員採用試験に向けて本格的に準備を開始するための重要な時期である。そのことを常に念頭に置き、受講生に意欲や覚悟を持たせるための取り組みを導入するようにした。

受講生の約3分の2が養護教諭免許取得希望者であり、同日授業日程で筆者が養護教諭 用教職必修科目「生徒指導論」を受け持つ。そのため、同科目のテキスト『生徒指導提要』 の第6章と重複する内容(いじめ、不登校、自殺、暴力行為等)に関する制度的内容は除 外した。残り3分の1の中高免許取得希望者は別時期の「生徒進路指導論」で同様の内容 を履修するため、問題ないと判断した。

旧法下の「学校法制論」ではあまり扱うことのなかった「学校と地域との連携」や「学校安全への対応」改正地教行法、学校保健安全法、「チーム学校運営の推進等に関する法律」に準拠した内容を意識して取り上げた。

# 第1回 授業概要、学校法規の概要(オンデマンド)

- ・法令の効力ピラミッドについて図を用いて紹介した $^{12}$ 。日本国憲法が最高法規であること、「上位法令優先原則」があることを説明した。
- ・「子ども 教育」を中心とするマインドマップ作成を指示した。これまでの対面授業「学校法制論」の実践ではマインドマップを作成することによって、受講生の学校法制に関する興味関心についての思考の整理を促すことをねらいとした<sup>13</sup>。総じて、法規の制定改正等の背景や理念よりも、比較的就職先(小学校、幼稚園、保育所等)の職務内容に直接関連する内容に関心が高い傾向にあった。今年度からの中等科目においては中・高3教科、養護教員免許取得希望者が履修するため、多様な興味関心が示されることを期待していたが、オンデマンド録音では提示するのみで、受講生の反応は確認できなかったことが悔やまれる。

# 第2回 教育の根本法規・学校制度の変遷 (オンデマンド)

日本国憲法・教育基本法・学校教育法の特質、戦前の教育制度・法規、学校系統図教育の勅令主義、教育勅語の内容説明・解釈の変化、戦後の教育制度・法規、6・3・3制の単線型学校制度の特徴。以上を中心とした概説を行う。NHKドラマ「あさが来た」のモデル、広岡浅子が日本女子大学校の設立に尽力したことを紹介し、ここから生じる疑問例として「なぜ女子大学ではなく女子大学校という呼称なのか」「なぜ男子大はないのか」を提示し説明した。

・岡山市2020年実施教員採用試験問題(日本国憲法)の紹介。

## 第3回 1条校・幼稚園と保育所・学級定数(オンデマンド)

・「学校」の定義づけについて概説

まず学校教育法第1条掲載のいわゆる1条校「学校」の種類(2016年現在9校種)について考えさせた。「専門学校」「託児所」「自動車学校」といった規定外の機関を想起する者もいるため、学校教育法の他の規定に基づく学校、他省庁管轄の学校・施設について、法的位置づけの違いについて説明した。

**課題**:「小中学校『30人学級』人数減の本当の意味と効果:少人数学級30年ぶりに議論が動き出したワケ」(「東洋経済online」2020.10.15付け https://toyokeizai.net/articles/-/380768, 2021.12.8参照)を読み、自分の意見を上記から引用しながら述べてください。

回答では、63件の回答中、賛成が52件、反対が5件、どちらとも言えないが6件となった。少人数学級のメリットに重点を置いた説明を行ったため、少数ではあるが反対の立場の意見が出てきたことは非常に貴重な提言であったと思う。

#### 第4回 義務教育の理念・特別支援教育制度(オンデマンド)

- ・日本国憲法26条の規定、義務教育規定に関する諸議論について概説する。例として、以下の2点をあげて解説。
- 1.義務教育の無償に関して、これを授業料に限定することの是非について考えさせる。
- 2・障害を持つ児童生徒の教育を受ける権利(神戸地裁判例)を紹介し、現在のインクルーシブ教育の意味についても考えさせる<sup>14</sup>。

課題①:教員採用試験対策問題(義務教育)○×テスト

課題②:「『人工呼吸器でも普通学級で学びたい』重度障害児の訴えはなぜ退けられたか」 (Diamond online 2020.3.20付け https://diamond.jp/articles/-/232335 2021.12.9閲覧) を読み、考えを述べてください。

回答では、概ね半数が原告の主張(普通学級への就学を認めるべき)に賛成であった。 賛成の理由としては、・インクルーシブ教育の意義に関するもの、「合理的配慮」の遂行を 求めるものとに分かれた。反対の理由としては、安全確保、教員の負担増、学力差への対 応、理念的には受け入れるべきだが、現段階では設備や環境が整っている学校が少なすぎ るといった意見があげられた。

#### 第5回 子どもの権利と教育(オンデマンド)

- ・子どもの定義 受講生に子どもの定義について考えさせる。年齢や法的規定を答える場合や、大人の定義として「自分の行動に責任をとれる」など、子どもとの対比での概念付けを行う者、様々である事が想定されるため、「学校教育法」「民法」「児童福祉法」「少年法」等の法律の定義について概説し、その違いについて考えさせる。
- ・子どもの権利条約の特徴や課題について概説する。
- ・「子ども庁」創設の動向について紹介する。

#### 第6回 子どもの権利と校則(オンデマンド)

・校則の法的規定校則の法的根拠:裁判の判例による解釈が主

「部分社会論」「契約関係論」等の説明、1980年代以降の校則の動向についての説明、近年の校則の特徴(ルールの徹底や罰則強化)の説明。

憲法や諸法規に照らして、ABどちらの考えが成り立つか考えさせる。双方の立場にたって、根拠を示して述べさせる $^{15}$ 。

A:中学校でパーマ・茶髪は認めるべきである

B:中学校でパーマ・茶髪は校則で禁止するべきである

課題:「校則見直し、悩む教育現場 『すさまじい同調圧力』も」(「西日本新聞」 2019.11.28付けhttps://www.nishinippon.co.jp/item/n/504679/ 2021.12.10参照) を読み、中高教員・養護教諭の立場から、望ましい校則の在り方について考えを述べてください。

人権・人格否定のないようなものだと考えている。

- ・異常な内容のものが無いというのが大前提である。そして、現在の世の中にあった多様 性が認められていることだ。
- ・私は校則は最低限の決まりにとどめるべきであると考える。
- ・子どもたちを縛るだけの懲罰のような校則には反対である。時代に合わない・必要性が 無い又はわからない校則については廃止すべきである
- ・教師・生徒が校則の意味を理解していて、生徒がきちんと守れるようなものが望ましい 校則だ。

# 第7回 体罰と懲戒、児童虐待(オンデマンド)

体罰と懲戒の法的根拠、体罰のデータ紹介、体罰を行うことへの3種類の責任(① 刑事上の責任 ② 民事上の責任 ③ 行政上の責任)、児童虐待に関する法規(児童虐待防止等に関する法律、児童福祉法。東京都子どもへの虐待に関する条例)の改正に関する説明。民法(親権を行う者が「必要な範囲内でその子を懲戒することができる」規定)改正の動向説明を行った。体罰を未然防止する、減らすためには何が必要かを考える。実際の事例

や、文部科学省の基準をもとに、どういった状況が体罰にあたるか否かを考えさせる。

#### 第8回 出席停止・臨時休業 (オンデマンド)

出席停止(2種類)の内容、臨時休業の規定説明、問題行動(特に暴力行為)の概要と対応を中心とした概説を行う。コロナウイルス感染症時の臨時休校に関する法制度の説明。課題:「クロ現+学びたいのに。。。 コロナと "自主休校"の子どもたち」2021.5.4 https://www.youtube.com/watch?v=HfMYCpejA2w(2021.1.12参照)を視聴し、中高教員、養護教諭、児童生徒、保護者、どのような立場に立っても可、自分の考えを書いてください。

回答としては「オンライン授業の充実」「教職員、学校の負担を減らし、行政や政府が 主導で環境整備すべき」「子どもの多様性を前提とする教育政策、環境整備を充実すべき」 「児童生徒の社会性育成や集団教育の意義も考慮するべき」といった、まさに教育環境充 実のために改善が必要な提案がなされた。

# 第9回 子どもの貧困 (オンデマンド)

子どもの貧困対策法の概説、貧困率の説明、子どもの貧困のデータ、コロナ禍での貧困の現状、社会政策の課題について提示し、貧困が子ども自身、また社会全体にもたらすデメリットについて列挙させる。新聞記事の貧困世帯の家計シミュレーション表に実際に金額を書き込ませ、家計の現状と子ども・親にもたらす影響について実感させる試みを行った<sup>16</sup>。17万円で(ボーナスなどの臨時収入なし)で3人が生活するために制限される費目は何か、この中受講生の生活や将来にどのような影響があるか、支援策、解決策の提案等、について考えさせた。

# 第10回 教員養成制度・教員資格・配置 (オンデマンド)

戦前の教員養成制度、戦後の「開放制」教員養成制度について概説し、教員免許状・教員欠格事由、教員の採用権者、採用方法、教職員配置の原則といった法制度を説明した。近年の教員政策(中教審答申等)<sup>17</sup>や教員採用試験の動向について、また教員免許の国家資格化の動向について、萩生田文部科学大臣の発言や自民党提言等を紹介した<sup>18</sup>。

# 第11回 教員法規 教員の服務 (オンデマンド)

- ・服務の根本基準、身分上の義務、職務上の義務
- ・教員の勤務時間や休暇の制度 以上を中心とした概説を行う。

教員採用試験に必須の内容であるため、採用試験実施問題の問題演習を行う。

課題:「ベネッセ・愛知教育大学受託調査教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト教員の魅力プロジェクト (benesse総合教育研究所) https://berd.benesse.jp/shotouchutou/

research/detail1.php?id=4856、2021.12.13参照)

→掲載データのうち、14「教員の仕事の魅力と悩み」部分を読み、コメントしなさい。

回答では教員の仕事の在り方については「仕事にやりがいを感じることができ、働きやすい職場にするという両方をバランスよく兼ね備えることが重要」「自分のしている仕事に対して肯定的な意見が多いことは教員の仕事の大きな強みであると考える。しかし、自分の仕事に自信が無いと感じている教員が一定数いる状況や仕事と生活の分離ができていない状況は改善すべきである」「教員という仕事は素晴らしい仕事であると筆者は考える。子どもを育てたいという思いをもって働いている教員が、教員という仕事にやりがいを感じ満足した環境で働くことができるように、政府は教員の声に耳を傾け実態を正確に把握し、早急に環境整備を行っていくことが必要である」等、共通して教員という仕事の重要性ややりがいを指摘し、勤務環境改善への意見がなされていた。多くの学生が、OECD調査や文部科学省「教師のバトン」事業等、教員に関する情報を多く引用して主張を述べていた。

# 第12回 教員法規 身分保障と分限・懲戒 (オンデマンド)

分限処分と懲戒処分、事実上の措置についての説明。教員の処分についてのデータ、動向の説明。2021年5月に成立した「わいせつ教員対策新法」の紹介。

#### 第13回 学校安全(オンデマンド)

学校安全に関する法規・文書の説明。

- 1:学校教育法 第21条 +学習指導要領 等
- 2:学校保健安全法 26-30条
- 3:「教育振興基本計画」 第 3 期 https://www.mext.go.jp/content/1406127\_002.pdf (2021.12.13参照)
- ①文部科学省(2020)『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』https://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_\_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314\_02.pdf (2021.12.13参照)
- ②文部科学省(2020)「学校安全に関する教職員の資質・能力の向上のための調査研究事業教職員のための学校安全e-ラーニング基礎研修①」

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/coursel-1/pdf/Basic\_1.pdf (2021.12.13参照)

③「学校における危機管理」(実務教育出版『教員養成セミナー』2021.1月号特集、pp.2-24)

事例として、岡山県内の学校の状況を紹介した(県内の公立学校4割浸水想定区域・ 土砂災害警戒区域内に 2021.7.5付け NHKニュース動画. 2022年1月現在閲覧不能)。 文部科学省の初調査で、豪雨災害による浸水・土砂災害地域にある公立幼小中高の比率は 約30%にのぼることが判明したことを説明した(神戸新聞 2021.6.9付け)。 大阪教育大附属池田小学校での教職員訓練の記事(朝日新聞「学校の安全 歩み止めない」2021.6.7付け)を紹介し、自身が教員として勤務するに当たり考えて欲しいことについて述べた。教員採用試験情報として、「防災士」という民間資格があり、近年自治体職員が取得する例も多いこと、例えば愛媛県の教員採用試験で「加点」されるので検討するよう伝えた。

課題:宮城教育大学・国土交通省「教員のための防災教育ブックレット」(2020.3) https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/pdf/bousai-handbook.pdf (2021.12.14参照) →この資料から教員になる立場として学んだ事をコメントしてください。

回答では、「防災の意識を高めることは非常に大切だと考える。防災の授業をするにあたっては、子どもたちに印象が残る授業をすることが必要である」「防災教育をすることが、生徒が自分ごととして災害を考える貴重な機会になる」「災害発生時や防災においては、自助(自分の命は自分で守る)共助(周囲と協力して助け合う)公助(公的機関による救助・援助)の3つが重要であり、そのためにも、周囲の人と積極的に関わることができる力を学校教育の中で育成することが求められている」「気候変動の影響により、変化する被害の状況について教師自身が理解をし、防災についての知識を常にアップデートしておく事が重要」等、教員として考えるべき事が多数指摘されていた。

#### 第14回 学校経営(オンデマンド)

学校経営の基本理念、校長を頂点とするピラミッド型職員配置の説明。各職の権限と職務、職員会議の性質等の説明。教育委員会や学校運営協議会制度の説明。文部科学省と教育委員会、各学校の関係についての説明。学校における管理職の重要性について把握するために、3件の実践事例を紹介した(例:woman smart キャリア(日経電子版)「女性校長、学校の働き方改革で奮闘 先生にもゆとり」2018.9.18 https://style.nikkei.com/article/DGXMZO35366750U8A910C1TY5000/ 2021.12.14参照)。この文書は、受講生の大多数が女性という状況であったため、女性の教職キャリア形成をも意識して紹介した。

#### 第15回 補足・確認テスト・教員採用試験対策開始に当たっての留意事項(対面)

近年の教育改革の方向について、特徴と課題を提示し、総括とした。2021年1月の「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)」https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\_syoto02-000012321\_2-4.pdf、(2022.1.4参照)、性同一性障害や性自認に関する児童生徒への配慮、次年度より完全実施予定の高等学校学習指導要領等の概説。

確認テストでは授業範囲から、知識を問う選択式および〇×問題を課した。持ち込み不可。一般的な教員採用試験の教職教養頻出問題の類題を独自作成した<sup>19</sup>。

後半部分では、『教員養成セミナー』(実務教育出版)や『教職課程』(協同出版)記事等を用いてコロナ禍での採用試験の動向や教員採用試験準備に向けての心構えや勉強法に

ついて紹介し、面接や出願書類での自己アピールに向けた準備用に、「自分自身を知ろう」 (「夢をかなえる教採手帳」協同出版『教職課程』2020.10月号付録冊子、pp.30-31)の15項 目の記入作業をともに行った。自己の在り方について15項目を埋める作業を行い、今後の 自己アピールポイントをどう見つけ活用していくかを共有することができた。これまでの 経験や学びを教職にどう生かすかについて改めて考える機会になったと思われる。

課題:15回の学修を通して学んだことを述べなさい。

回答をまとめると、授業全体に関しては、養護教員と中高教員志望学生がともに学ぶ意 義が示された。「養護と教員では同じ教育課題でも考える視点・見る視点が違うことを学 ぶことが出来た。この学びから、校内で連携するということは多角的に色々な視点で児童 生徒の課題を考えることに繋がるため、校内連携しやすい環境を作っていきたい|等であ る。課題への取り組みに関する指摘も多くあった。例えば「今回の授業で、学校に関する 問題に対して自分の立場を「賛成」・「反対」ではっきりさせ、文章で表すという作業を行 うことで、資料となる参考文献を調べ、自分の意見がより伝わりやすいような構成にする などの力も身についた。新聞やニュースの内容も、自分の意見があるからこそ知識として 身につきやすいという実感がある」「今まで教育に関するニュースや新聞記事、本などを あまり読んでいなかったため、現在の教育に関する知識がいかに不足しているかというこ とを痛感し、このままでは教育者として子どもに自信をもって教育をすることができない とわかり、今後は積極的に教育に関する新聞やニュースに触れていきたい」といった内容 である。他には具体的に、新たな学びがあった点について指摘した学生が多かった。例え ば、義務教育について学ぶことを通して「憲法や法律と実際の学校現場に差があるという ことである。日本国憲法や教育基本法、障害者差別解消法などにより、子どもたちが学ぶ 権利は守られているはずだが、実際の学校現場に注目するとそうとも言えないことが分 かった一のように、制度や用語の暗記にとどまらない気づきがあったということがうかが える。自分自身が教員として児童生徒に関わるために何が必要かについて、学生の立場か ら脱却して考えられるようになった。

#### Ⅱ 授業の成果

今年度授業の成果として現時点での考えを示す。

- ①授業内容に関して考えているのは以下の2点である。前述した効果に追加して述べる。
- 1:教員採用試験向けの内容を多く盛り込むことにより、受講生の履修意欲を高めることが出来たこと。極力最新の問題、特に岡山・広島等、採用試験受験先として想定される自治体を事例として扱うことにつとめた。第13回で防災士資格について紹介したところ、早速取得したと報告してくれた学生がいた。
- 2:課題において、論理的思考力・表現力を高める工夫を行った点。各回の課題回答や第15回の全体振り返りからも、学びが大きかった事がうかがえる。課題提出に当たっては、以下の条件を出した。

自分の考えを明確にする。根拠を示す。レポート等課題は常体とする。「・・・である。 考える。判断する。主張する」等の表現を用い、「感じる、だな、のだなと思った」等 の語句は、よほど他の表現への置き換えが不可能な馬合以外は厳禁とする。厳禁とした 語句が頻繁な場合は減点とする。例として「難しいなと感じた」→「困難である」と言 い換える。学外課題として、新聞、テレビ等の時事報道をよく確認する。報道姿勢や主 張を読み取る。様々な文書を批判的に読む・語彙力をつける。文章力を鍛えることに努 める。

課題回答にあたって、受講生が非常に意識して自分の考えを明示し、さらに表現の工夫をしていたことが読み取れたことは大きな収穫だった。また教材に関連して「このようなニュース動画があった」と教えてくれた受講生がおり、他受講生にも紹介することが出来た。

②オンデマンド授業での成果や利点として考えるのは、以下の計10点である。

# 筆者(授業者自身)にとって

- 1:録音した自分の音声を聞き直すことで、自分の発語や抑揚等の癖を見つけることが出来た点。少しでも聞き取りやすい話し方を心がけることが出来るようになった。
- 2:自分の思い込みや勢いで話していた部分が少なからずあることに気付いた点。
- 3:パワーポイント資料ですべてをわかりやすく表現する技術が向上した点。これまではいずれの授業でも、印刷資料のコピーやワード資料等混在していたため、受講生は複数の資料をあちこち見ねばならなかったが、統一した見やすい資料作成のため、スキャンやPDF資料の切り貼り等の技術が身についた。著作権についても多く学ぶことが出来た。
- 4:7-80分程度という限られた時間内に、まとまった内容を伝える事に慣れた点。
- 5:様々なインターネット上の情報を、より効果的に取捨選択活用出来るようになった点。 受講生には、インターネット情報は玉石混交であり、使用に当たっては信用できる情報で あるかの吟味が必要であると説明しているが、筆者自身がオンデマンド授業に当たって刊 行文献に加えてオンライン上の情報を多数活用する必要に迫られたことで、情報選択作業 において鍛えられた。
- 6:自身の在宅勤務下や、登校を差し控える受講生がいる状況でも授業の提供が出来る点。 昨年度のMeet等の会議型授業では、インターネット回線の不具合が多発したが、オンデ マンド型では時間場所を選ばず授業準備や視聴が可能である。

# 受講生にとって(筆者の推測を含む)

- 1:何度も録音資料を聞き直せる点。自由な時間帯、時間配分で取り組める点。
- 2: 資料をダウンロードして保管して復習できる点。
- 3:課題の積み上げ型での採点となるため、こつこつ継続的に学びを進められる点。
- 4:極力、視聴していないと課題回答できない、あるいは得点が低くなるように課題を工夫したため、対面で聞き逃したりしていた事項を把握できた可能性がある点。

# Ⅲ 授業の課題、反省点、改善の方向性

- ①授業全体に関しての課題は以下の3点である。
- 1:アンケート(64名中延べ42名回答)結果から

学期末の授業評価アンケートの結果を振り返る。結果は紙幅の関係で一部のみ紹介する。 総合評価(4択)で「良い」が65%、「どちらかといえば良い」が36%、「悪い」「どちらかと言えば悪い」が0%であったことには一応安堵した。受講生の内容に関する記述式コメント(無記名)は以下の通りである(一部抜粋)。

- ・レポートの期限が各課題ごと2週間時間をとってくださったので余裕を持って取り組み やすかった
- ・内容自体は難しかったが、分かりやすい授業だった。メールを送った時もすぐ返ってきて、なおかつとても詳しく返信してもらい、生徒思いだと感じた。
- ・オンラインではあったものの、現代の学校問題についてしっかりと考えることができる 授業だった。
- ・レジュメについて、文字の行間が狭かったり、ずらずらと文字ばかりが並んでいたり、 かなり読みづらい。
- ・とてもためになる授業でした。
- ・テストが難しい。
- ・テストはテキスト持ち込みにして欲しかった。

複数学生による「難しい」という指摘については、教員を目指し採用試験対策を本格的に始める立場の受講生が必ず知るべき、考えるべき内容を選んで講義した筆者(教員側)の考えと、受け止める側(受講生側)のずれを修正するべきであることが明らかになった。受講生側が「難しい」と感じてしまう原因には、授業内容の性格上法律や制度等、「堅苦しい」ととらえられかねない用語が頻発せざるを得ないことが第1にあげられると思われる。暗記の必要な事項用語が膨大であり、確認テスト対策で苦慮したであろうことも想像される。第2の要因としては、極力身近な事例をもとに説明を試みたつもりであるが、特に包括的な法制度や、教育委員会や文部科学省、学校の管理職業務等に係わる法制度は、大学で人文科学や養護学を日々学ぶ受講生にとっては身近ではなく、当事者として課題意識を持ったり考えを深めにくい題材であったと推察する。

授業内容についても、どうしても理解・暗記すべき事項が多岐にわたり、説明を網羅的にするのみでも時間切れとなる傾向にあった。全体の量、授業ペース配分にも改善が必要である。レジュメの記載方法も改善すべきである。次年度への課題としたい。

# 2:教職への不安、採用試験対策について

第15回は対面で実施し、3分の1の受講生とは顔を合わせるのは約1年半ぶりとなった。「教員採用試験対策フローチャート~あなたの苦手を診断します~」を活用して、受講生が3年次夏時点でどのような不安を覚えているか確認した<sup>20</sup>。実際に挙手して回答してくれた受講生がわずかで、とても全体の傾向を捉えたとは言えないが、最も多い回答が「適

性はあるの?資質能力不安型」であった。回答自体の少なさからしても、この時点で教員という進路を選択すること自体に不安を覚える受講生が多いことをうかがわせる結果となった。受講生は中学校・高等学校・養護教諭免許取得希望者であり、なかでも高等学校や養護教諭は各自治体の採用倍率が非常に高いため、就職への不安感もより強いことが推測される。「開放制」の教職課程で学び、多様な職業選択が可能な状況の中、少しでも多くの受講生が教員になることに覚悟を持って取り組んでくれるよう、支援の方法を工夫する必要がある。

3:アクティブ・ラーニングの取り組みに向けて

オンデマンド形式であったことを考慮しても、どうしても把握させるべき法規や規定が 多岐に亘るため、説明だけで終わってしまう部分も多くあったのが反省点である。

2017年学習指導要領改訂の基本的視点としてて、「主体的・対話的で深い学び」の実現(「アクティブ・ラーニング」の視点)が提示され、各学校種で新指導要領のもと実戦が始まっている<sup>21</sup>。大学授業においてもむろん積極的に導入すべきなのは当然であるが、オンライン授業に対応できる形式でどのように実施するべきか、昨年と今年は暗中模索の状態で過ごした。今後さらに検討せねばならない。第1章で紹介したような他大学での取組例も生かし、受講生の中高等学校でのアクティブ・ラーニングを用いた授業実践を念頭に置いていきたい22。受講生の約3分の2を占める養護教諭志望者の保健指導等での実践につながるような取り組みも検討していきたい。

②オンデマンド授業の限界と考えるのは以下の5点である。

1:これまで対面型授業では受講生の能動的な学びを支援するために、挙手や発言を正解 不正解問わず積極的に平常点としてカウントしてきたが、オンデマンド型では一切導入で きなかった点。表情や教室の雰囲気によって受講生の理解状況を把握したり、説明や問い かけについての受講生の気づきや考えを直接把握することができなかった。

2:新聞記事の主体的な抽出作業が行えなかった点。

大学構内や図書館の利用制限や自主的な登校自粛があったため、オンデマンドでは図書館や保育・教職支援課に開架の各社新聞記事を読み比べて1記事を抽出・コピーする課題を課すことが出来ず、特定の記事をこちらで選んで紹介し読む作業を課すにとどめた。

旧免許の「学校法制論」では初年度より毎年宿題として課していたのが、新聞記事の抽出・要約・意見コメントである。月1回の提出とし、任意の新聞記事1記事を選んで要約・意見コメントを提出させる。受講生全員が自宅や下宿先で新聞を購読している保証はなく、多くの受講生が日常的に新聞を読む機会がないのが実情であると考えてのことである。インターネットやSNS上のニュースと新聞記事の違いについて考えさせ、新聞によって同一内容の記事であっても扱いや内容が異なることを理解したうえで、新聞報道を鵜呑みにするのではなく、批判的に読み解くことを通して思考力や社会を見る力をつけさせようとする試みである。月1回であれ、図書館や自宅等にある新聞を複数手に取り、読み解くことで、新聞報道の特徴をつかみ、報道内容を批判的に読み解き、多面的に問題の改善策を考

える力を育むことをめざしていた。

受講生の興味関心を広げて自発的な学びをさらに活かすために、抽出記事を全員に提示し、その記事内容の持つ課題の抽出や、改善点について討議させる取り組みを行うことを構想している。今後も会議方式含めてオンライン授業となった場合には、インターネット上の新聞記事抽出課題に変更しての実施を検討したい。

3:受講生の学びの質を課題でしか把握できなかった点。対話が出来なかった点 どうしても受講生の反応を見ながら臨機応変に質疑を重ねるという構成にはできない。 課題の文章内容や、暗記の量での評価に偏ってしまう。

#### 4:課題への受講生・教員双方の負担

「課題地獄」なる新語が生まれたのはこのコロナ禍のもとであると認識している。どうしても受講生の理解度や努力を課題でしか測ることができないため、多くの記述式課題を課し、教員側は膨大な量の課題回答のダウンロード・印刷および内容チェック・採点の労力を要した。無論、他の複数科目でも同様の作業を同時進行に行う必要がある。受講生にとっては多くの科目の課題回答に追われる日常になったと考えられる。2020年度実施の他科目よりも課題量は意識して削減しているが、さらに他学科受講生の意見も聞きながら適正な課題量を検討していきたい。

#### 5:受講生の生活規律の乱れ

動画視聴や課題提出時間帯はすべて教員がチェックできるが、深夜の視聴・提出が多く見受けられたのは懸念材料である。60-70分程度で終了するはずの1動画の視聴時間が連続して10時間を超えるなど、視聴の状態について首をかしげざるを得ない記録もあった。視聴自体が常識的な時間帯であっても、視聴・課題ともに締め切り時間のギリギリであったり、meet(会議方式)と異なり視聴時間帯が指定されていないオンデマンド視聴・課題では、受講生自身の時間管理が難しいことがうかがえた。このままの状況が何年も続くことで、受講生の生活規律が乱れることを危惧している。現状のシステムでは視聴・課題提出時間帯の制限は不可能であるため、悩むところである。

筆者は次年度以降も継続して同科目を担当する予定である。今回の反省を生かし、限られた時間配分の中で効果的に学びを進めるために、内容面・運用面での改善を行いたい。

次年度以降もコロナウイルスの感染状況により、授業形態がどのようになるかは見通しが立たない。いかなる状況にも対応できるよう、対面・オンデマンド・zoom等の会議方式、いずれも想定した授業計画を立てていかねばならない。教員側が臨機応変に対応できるような技術面での研鑽も必要であることを痛感している。

#### 註

中央教育審議会答申(2015)「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~」https://www.mext. go.jp/component/b\_menu/shingi/toushin/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896\_01.

- pdfpp.63-69(2022.1.3参照)。
- <sup>2</sup>「学校制度論」科目設置経緯や教職課程の質保証に関する提言として、高木亮(2020)「『学校制度論』の変更点と質保証をめざす取り組み一大学の規模や地域性、受講生の質に応じた教職課程運営の考察—」『SYNAPSE』第72号がある。
- <sup>3</sup> 旧免許法での筆者の「学校法制論」授業概要は、渡邊言美(2017)「学部教職科目『学校 法制論』授業の成果と課題『就実大学大学院教育学研究科紀要』第2号。
- <sup>4</sup> 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(2017「教職課程コアカリキュラム」 https://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm
- <sup>5</sup> 中島夏子(2016)「教育学の初学者のための「教育制度論」に関する事例研究」『東北工業大学紀要』第36号。
- 6 藤井幹夫(2018)「教員養成課程におけるアクティブラーニング型授業がもたらす学習効果―教職に関する科目『教育制度論』における協同的で探究的な学習の結果から―」『ライフデザイン学紀要』13号。他に森田満夫(2017)「アクティブ・ラーニングの視点で創る教育制度論」立教大学教職課程『教職研究』第29号がある。
- <sup>7</sup> 高瀬幸恵(2018)「教員養成課程における『学校安全』についての学び―教育制度論での 授業実践報告―」『桜美林論考 教職研究』第3号。
- <sup>8</sup> 川野哲也(2011)「実践的観点を重視する教職科目『教育制度論』の構想」『山口学芸研究』 第2号。
- <sup>9</sup> 小熊伸一(2018)「テキストブック『教育制度論』ならびに『学校制度と社会』に関する 書誌的研究」中部大学『現代教育学部紀要』。
- <sup>10</sup> 中塚健一(2020)「保育者養成課程における『教育原理系科目』に関する研究―『教育制度論』シラバス分析を通して―|『太成学院大学紀要』第22号。
- 11 中塚同上。
- <sup>12</sup> 坂田仰・他(2017)『新訂第3版 図解・表解教育法規』教育開発研究所、p4。
- 13 髙橋文徳は、短期大学授業でのマインドマップの活用による学習効果について分析している(髙橋文徳(2012)「マインドマップが学習効果を高める要因の検証」『尚絅学園研究 紀要 B 自然科学編』第6号)。
- 14 定藤邦子(2016)「障害者の教育を受ける権利―高校入学の教育権訴訟を中心として―『コア・エシックス』第12号 等を参照。
- <sup>15</sup> 参考文献として、例えば橋本康弘(2009)『教室が白熱する身近な問題の法学習15選―法 的にはどうなの?子どもの疑問と悩みに答える授業―』明治図書。
- <sup>16</sup>「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員 育成コミュニティの構築に向けて~(答申)」(2015)https://www.mext.go.jp/b\_menu/ shingi/chukyo/chukyo/toushin/1365665.html (2021.1.3参照)
- 17 朝日新聞(2014.7.12付)「切り詰める家庭 教師ら実感」。
- <sup>18</sup>「教員免許の国家資格化を緊急提言」自由民主党 H P https://www.jimin.jp/news/

policy/135238.html (2021.1.4参照)等。

- 19 筆者は20年来、教員採用試験教職教養問題の傾向分析や予想問題作成業務を続けており、 公刊後の原稿は教職課程授業でも活用するようにしている。
- <sup>20</sup> 協同出版教員採用試験データベース https://www.kyodo-s.jp/saiyo-data/flowchart (2022.1.3参照)。
- <sup>21</sup> 中央教育審議会答申(2016)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」。文部科学省が示した定義としては「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」とされる https://www.mext.go.jp/component/b\_menu/shingi/toushin/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/12/27/1380902 1.pdf(2021.12.18参照)。

# 主たる参考文献

松原勝敏(2008)「研究授業『教育制度論』の実施|『高松大学紀要』第50号。

河野哲也(2011)「実践的観点を重視する教職科目『教育制度論』の構想」山口学芸大学『研 究紀要』第2号。

大田邦郎(2011) 『問題形式で考えさせる』(シリーズ『大学の授業実践』2)東信堂。

川口洋誉・中山弘之(2015)『未来を創る教育制度論』改訂版、北樹出版。

斉藤一久・城野一憲編著(2020)『アクティベート教育学15 教職のための憲法』ミネルヴァ 書房。

古田薫・山下晃一編著(2020)『法規で学ぶ教育制度』ミネルヴァ書房。

樋口修資(2020)『いまさら聞けない!日本の教育制度』武久出版。

金子一彦編(2021)『マップ&シートで速攻理解!最新の教育改革 2021-2022』教育開発 研究所。